

(令和7年4月1日版)

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度 住宅支援資金の手引き



社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

目 次

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度 住宅支援資金について…	1
各種手続き	2
提出書類一覧	9
岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱	13
岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱細則 ...	19
様式一覧	29

覚 書

	住宅支援資金
氏名	
貸付決定番号	
貸付を受けた日	年 月 日
借用額	円

《届出・申請等の提出先及びお問合せ先》

〒700-0807

岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

電 話 086-226-3544 (直通)

ホームページ: <https://www.fukushiokayama.or.jp/>

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度 住宅支援資金について

1. 概要

岡山県内の自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し住宅支援資金を貸付け、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的とします。

住宅支援資金は、「母子・父子自立支援プログラム」(※) (以下「プログラム」という。)の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方の住宅費支援として貸付を行います。

貸付を受けた日から1年以内に就職、又は現に就業している方が貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続した場合は、住宅支援資金の返還を免除することができます。

※ 「母子・父子自立支援プログラム」とは、ひとり親家庭の親などの自立・就労のための支援を行うことを目的に、個々の希望や事情等に対応した「自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携して就業に結び付ける支援などを行う事業です。プログラムは、お住いの市町村や岡山県ひとり親家庭支援センターで策定しています。

2. 貸付対象者

① 児童扶養手当の支給を受けている方(児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準の場合を含む)であって、プログラムの策定を受けている方。

なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方については対象とします。

② 岡山県に住民登録をしている方。

③ 自立に向けて意欲的に取り組んでおり、貸付を受けた日から1年以内に就職、又は現に就業している方が貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる職業へ転職をしようとする方。

※ 申請時にすでに策定を受けたプログラムの自立目標を達成し、プログラムへの取組みが終結している場合には、貸付対象となりません。

3. 貸付金額・期間

- ・貸付金額(家賃の実費) 入居している住宅の家賃相当額
(月7万円以内 管理費・共益費含む)
- ・貸付期間 12か月以内

4. 貸付利子

無利子

ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

5. 連帯保証人

不要

各種手続き

1. 申請から貸付まで

(1) 申請方法

申請は、下記書類を、岡山県社会福祉協議会まで郵送又は、持参してください。郵送の場合は、紛失等を防ぐため可能な限り簡易書留等でお送りください。万一、郵便事故等による未着の場合は、責任を負いかねますので、予めご了承ください。

《住宅支援資金 申請にあたり申請者が準備する書類》

- ①岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（住宅支援資金申請用）（様式第1-2号）
- ②個人情報の取り扱いについての同意書
- ③住宅の賃貸借契約書の写し
- ④他制度による家賃の支援を受けている場合は利用額が確認できる書類〔決定通知書の写し等〕
- ⑤申請者の世帯全員の住民票の写し ＊発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- ⑥児童扶養手当証書の写し
※児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準である方、又は所得が児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方については、所得が確認できる書類（課税所得証明書・養育費に関する証明書など）が必要となります。世帯により必要書類が異なる場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。
- ⑦プログラム策定時点で就業している場合は、プログラム策定時点の月収が確認できるもの（給与明細の写し等月収（総支給額）が確認できるもの）
※①②の様式は、岡山県社会福祉協議会のホームページに掲載しています。各様式は、両面印刷の上ご使用ください。（片面印刷の場合は受付できません。）

(2) 申請から決定までの流れ

貸付申請書等が提出された後、提出書類の確認を行い、不備がなければ受理し、貸付審査を経て、貸付決定通知（もしくは不承認通知）を送付します。

※審査内容及び不承認決定時の理由に関するお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

貸付けの決定通知を受けた方は、別に指示する期限までに下記書類をご提出ください。

《貸付決定後提出する書類》

- ①岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等交付申請書（様式第2号）
- ②岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等借用証書（様式第3-2号（住宅支援資金））
- ③岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等口座振込申出書（様式第4号）

④印鑑登録証明書

(3) 住宅支援資金の交付

住宅支援資金は、交付申請書等を受理した後、指定された申請者本人名義の預金口座に四半期に一度後払いにより送金します。

※生活困窮者住居確保給付金等他制度による家賃への支援を利用する場合（利用申込予定の場合等、今後、利用する見込みがあると認められる場合を含みます。）や家賃の実費の減額等により貸付金の辞退が必要な場合は、利用額の確定の届出及び家賃の実費の減額の申し出並びに貸付一部辞退等の手続きが完了した後に送金を行います。

貸付決定番号について

貸付けが決定した方には、貸付決定番号が付与されます。貸付決定番号は、貸付決定通知書に記載されています。

今後提出する各種届出、申請書類には、貸付決定番号の記入が必要となりますので必ず控えておいてください。

2. 返還の猶予

「3. 返還の免除」の(1)当然免除①に規定する就業期間中であるとき、又は災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、返還の債務の履行を猶予することができます。返還猶予を申請される場合は、下記書類をご提出ください。

《提出書類》

- ①岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還債務履行猶予申請書(様式第7-2号)
- ②上記①の事由を証明する書類

3. 返還の免除

下記のいずれかに該当する場合は、住宅支援資金の返還免除が受けられます。返還免除を申請される場合は下記書類をご提出ください。

(1) 当然免除

- ①現に就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職、又は現に就業している方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき。
- ②上記①の就業期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

《提出書類》

- ①上記(1)①の当然免除

・ 8 ページ (3) 返還免除 に詳しく記載しています。

②上記（１）②の当然免除

（ア）岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還免除申請書（様式第 5-2 号）

（イ）上記（ア）の事由を証明する書類

(2) 裁量免除

下記のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還債務の全部が免除される場合があります。

①死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき。

返還債務の額（すでに返還を受けた金額は除く。以下同じ。）の全部

②長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき返還の債務の額の全部

上記の①及び②については、相続人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限りま。裁量免除申請される場合は、下記書類をご提出ください。

《提出書類》

①岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還免除申請書（様式第 5-2 号）

②上記①の事由を証明する書類

4. 貸付契約の解除

下記のいずれかに該当するときは、貸付契約が解除されることになります。

（貸付金の返還事由に該当し、債務の返還が開始されます。）

下記の事由に該当する場合の手続きについては、ご相談の上、必要書類をご提出ください。

①死亡したとき

②住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

③その他住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（婚姻したとき等）

5. 返還

(1) 返還事由

下記のいずれかに該当するときは（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付金を返還していただくこととなります。

①住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき

②貸付終了後 1 年が経過したとき

③死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(2) 返還期間等

返還期間は原則、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、住宅支援資金の

貸し付けを受けた期間の5倍に相当する期間以内とします。

ただし、上記返還期間による返還月額、又は返還半年額が返還額の下限（月賦の場合は月額3,000円、半年賦の場合は半年額18,000円を下限とします。）の金額未満になる場合は、下限の金額を下回らない期間以内とします。

返還方法は、月賦又は半年賦の元利均等払方式とします。また、一括払により返還することもできます。

(3) 返還決定等

(1)の返還事由に該当した場合、該当した日から14日以内に岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還届出書（様式第6号）を提出しなければなりません。返還届出書の提出後、貸付金の返還期間及び返還月額等返還のために必要な事項を定めて返還決定を行います。その際には、返還届出書の内容を鑑み、(2)の返還期間及び返還方法の範囲内を基準とし、返還決定を行います。

ただし、上記期間以内に返還届出書を提出しない場合には、貸付金の返還期間及び返還月額等返還のために必要な事項を定めて返還決定を行います。その際には、返還期間については(2)の返還期間の範囲内を基準とし、返還方法については月賦の元利均等払方式とし、返還決定を行います。

借受人は、岡山県社会福祉協議会が返還決定した内容に従って貸付金を返還しなければなりません。返還となった場合は、返還届出書を提出される前に、返還方法等について本会にご相談（電話等）ください。

返還にあたって、本会から返還決定通知書と納付書（払込取扱票）を送付しますので、返還決定通知書に記載された金融機関で納期限までに払い込んでください。

金融機関の領収書は、払い込みの証拠となりますので、大切に保管してください。

6. 各種の届出

下記のいずれかの事由が生じた場合は、届出を行わなければなりません。

1. 「3. 返還の免除」の（1）当然免除①に規定する職に就いたとき
2. 「3. 返還の免除」の（1）当然免除①に規定する職を離職したとき
3. 住宅支援資金の貸付期間中に他制度による家賃への支援を利用し始めたとき、支援の利用の継続が決定したとき、支援の利用を中止したとき、又はその他支援の状況に変動が生じたとき
4. 住宅支援資金の貸付期間中に家賃の実費について変更があったとき
5. 住宅支援資金の貸付けを受けた方の住所、氏名に変更があったとき
6. 婚姻したとき
7. 住宅支援資金の貸付けを受けた方が死亡したとき（相続人が届出）

上記のほか、必要と認めるとき、書類の提出又は報告を求めることがあります。

それぞれの時期に必要な届出、申請等については、9ページに提出書類一覧として

まとめてあります。適時参照し、届出や申請漏れのないようにしてください。

7. 各種報告

(1) 業務従事状況の定例報告（毎年4月15日まで）

現に就業していない方が貸付を受けた日から1年以内に就職、又は現に就業している方が貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をされ、所定の書類を提出された方は、従事期間中は返還債務の履行が猶予され、返還免除に係る期間の通算が始まります。

猶予期間中は、業務に従事していること（返還事由に該当していないこと）の確認のため、毎年4月15日までに前年度中の従事状況について業務従事状況報告書（様式第10-2号）を取得し、岡山県社会福祉協議会に提出してください。

また、雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することができます。その場合、業務従事状況報告書（様式第10-2号）の従事期間には休職期間を含めて記入し、休職欄に休職期間及び休職理由を記入してください。

前年度中の従事先が複数ある場合、それぞれの従事先での証明が必要です。この報告書は、返還債務の免除を受けるための「返還免除申請書」（様式第5-2号）の添付書類としても取り扱いますので、返還債務が免除されるまでの間、忘れないよう毎年度必ず提出してください。

(2) 求職活動状況の報告（求職期間中、毎月）

現に就業していない方が貸付を受けた日から1年以内に就職、又は現に就業している方が貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をしたが一旦離職し、返還免除対象業務に再就職するために、以下のいずれかの求職活動を行っている場合には、最長6か月間（通算）、求職期間中も継続して業務に従事しているものとみなされ、業務に従事した期間に算入されます。

住宅支援資金の貸付けを受けた方は、公共職業安定所等就労支援機関等に求職登録をしたうえで、毎月下記の書類の提出が必要となります。

<業務従事期間とみなされる求職活動>

業務従事期間としてみなされる求職活動は以下の①～③の場合に認められます。

求職活動中は求職活動の内容に応じ、①～③に定める書類を毎月提出してください。

①月1回以上求人への応募を行った場合

《提出書類》

①求職活動状況報告書（様式第14号）に次の（ア）・（イ）いずれかを添付して提出

（ア）応募したことを証する書類の写し（面接日時を通知する文書、合否決定通知書）

（イ）求職活動確認票（様式第15号）※就労支援機関等から確認の押印必須

②下記のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等
 - ・公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等
- 〔注〕単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

《提出書類》

- ①求職活動状況報告書（様式第14号）に次の（ア）・（イ）いずれかを添付して提出
- （ア）応募したことを証する書類の写し（面接日時を通知する文書、合否決定通知書）
 - （イ）求職活動確認票（様式第15号）※就労支援機関等から確認の押印必須

③下記の職業訓練等を受講している場合

- ・公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講している場合
- ・就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講している場合
- ・公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合
- ・公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

《提出書類》

- ①求職活動状況報告書（様式第14号）
- ②職業訓練等を受講していることを証する書類（職業訓練受講の証明書の写し又は支援計画書の写し等）

(3) 返還免除 「3 (1) ①当然免除」の手続きについて (P3 参照)

現に就業していない方が貸付を受けた日から 1 年以内に就職、又は現に就業している方が貸付を受けた日から 1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業を継続したときは、貸し付けた住宅支援資金の返還を免除することができます。

免除申請される場合は、下記の書類の提出が必要になります。

《提出書類》

項目	提出書類	提出時期
当然免除の対象の業務に従事 (就職決定時)	①届出書 (様式第 8-2 号) (届出事項①就職欄へ記入) ②岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金等返還債務履行猶予申請書 (様式第 7- 2 号) (必要時)	就職後速やかに提出
業務従事状況報告 (就業中)	①業務従事状況報告書 (様式第 10-2 号) ※前年度の従事状況について報告	毎年 <u>4 月 15 日</u> までに 提出
返還免除申請 (当然免除の対象の 業務に 1 年間従事)	①岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金等返還免除申請書 (様式第 5-2 号) ②業務従事状況報告書 (様式第 10-2 号) (必要時)	当然免除の対象の業 務に 1 年間従事後に 提出

8. 提出書類一覧

借用証書等提出以後、必要となる各種の提出書類についてまとめてあります。該当する事項がありましたら、各自で手続きを行ってください。すべてのケースを網羅したものではありませんので、ここに例示されていないケースは個別にご相談ください。

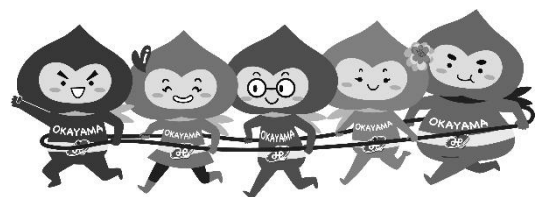
住宅支援資金 必要な手続き及び提出書類について

事項	提出書類	備考
当然免除の対象の業務に従事（就職決定時）	①届出書（様式第 8-2 号）	職場から証明を受け提出 届出事項 ①就職 ※貸付を受けた日から 1 年以内に就職、又は現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をしたときに提出
	②岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還債務履行猶予申請書（様式第 7-2 号）	貸付を受けた日から 1 年が経過した時に提出
業務従事状況報告（年 1 回）	業務従事状況報告書（様式第 10-2 号）	前年度の従事状況について職場から証明を受け、毎年 4 月 15 日までに提出 ※雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することができます。その場合、業務従事状況報告書の従事期間には休職期間を含めて記入し、休職欄に休職期間及び休職理由を記入してください。
勤務先（業務従事先）を変更したとき	届出書（様式第 8-2 号）	新旧の職場から各々証明を受け提出 届出事項 ①就職 ②退職
	業務従事状況報告書（様式第 10-2 号）	離職（退職）までの従事状況について職場から証明を受け提出

返還免除申請 (当然免除の対象の業務に1年間従事)	①岡山県ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金 等返還免除申請書 (様式第5-2号)	当然免除の対象の業務に1年間従事した後に提出
	②業務従事状況報告書 (様式第10-2号) (必要時)	従事状況について職場から証明を受け提出
災害、疾病、負傷、その他 やむを得ない事由により 離職し、当然免除の対象 業務に従事できないとき (従事できない理由が止 んだ後に当然免除の対象 業務に従事する場合)	返還債務履行猶予申請 書(様式第7-2号)	猶予期間中は引き続き業務に従事している ものとみなしますが、その期間は業務従事期 間には含みません。
	やむを得ない事由を証 する書類	※猶予期間については、原則として最長6か 月間とします。
	届出書(様式第8-2号)	職場から証明を受け提出 届出事項 ②退職
	業務従事状況報告書 (様式第10-2号)	離職(退職)までの従事について職場から証 明を受け提出
返還事由に該当した時	返還届出書(様式6号)	返還事由に該当した日から14日以内に提出 ※返還期間・金額について、本会に必ず事前 に相談してください。
	届出書(様式第8-2号) (必要時)	返還事由により提出が必要となります。
手引きに定める求職活動 を行っているとき	求職活動状況報告書 (様式第14号)	求職活動継続中は、毎月提出してください。 (通算6か月まで業務に従事した期間に算入 します)
	求職活動内容に合致し た証明書類 (様式第15号)	手引きの「7. 各種報告 (2) 求職活動状況の 報告」を確認してください。

その他手続き 提出書類

事項	提出書類	備考
借受人が死亡したとき	届出書（様式第 8-2 号）	借受人の死亡の場合は、相続人が提出。 届出事項 ⑤死亡 ※借受人が死亡したときは相続人より返還いただきます。
	死亡の事実を証する書類（死亡診断書写し等）	※業務上の事由により死亡の場合等、返還免除に該当する場合がありますので、別途ご相談ください。
借受人の氏名に変更があったとき	届出書（様式第 8-2 号）	届出事項 ④住所・氏名変更 変更前と変更後を記入してください。
	変更の事実を証する書類	住民票の写し等を添付してください。
借受人の住所に変更があったとき	届出書（様式第 8-2 号）	届出事項 ④住所・氏名変更 変更前と変更後を記入してください。
	変更の事実を証する書類	住民票の写し等を添付してください。
	他制度の利用・家賃等にかかる申出書（様式第 16 号）	必要事項を記入し、送金月の前月末までに提出 ※家賃実費の変更後の住宅賃貸契約書の写しを添付してください。
	岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等辞退届（様式第 17 号）	変更後の家賃実費相当額が貸付金額より減額となる場合に提出。 ※貸付期間が終了している場合、提出不要。
貸付契約が解除されたとき	返還届出書(様式第 6 号)	返還事由に該当した日から 14 日以内に提出 ※返還期間・金額について、本会に必ず事前に相談してください。



岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 訓練促進資金貸付けの対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。

2 住宅支援資金貸付けの対象となる者は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。

なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。

(貸付けの種類及び貸付額)

第3条 貸付けの種類及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 訓練促進資金

- ① 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。
- ② 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

(2) 住宅支援資金

- ① 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。
- ② 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（月額上限7万円）とする。

(貸付方法及び利子)

- 第4条 訓練促進資金及び住宅支援資金は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
- 2 訓練促進資金は、連帯保証人を立てる場合、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとする。
- 3 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

- 第5条 第4条第2項の連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による延滞利子を含むものとする。ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が、未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

(貸付けの申請)

- 第6条 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けようとする者は、会長が別に定める書類を会長が定める期間内に会長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

- 第7条 会長は、第6条の規定により書類の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、貸付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

(貸付資金の交付)

- 第8条 第7条の規定による貸付決定の通知を受けた者は、会長が指定する日までに会長が別に定める書類を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により書類の提出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めるときは、交付決定するものとする。

(貸付契約の解除)

- 第9条 会長は、貸付契約の相手方（以下「貸付けを受けている者」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、貸付けを受けている者が訓練促進資金又は住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第 10 条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内に就職し、岡山県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。

(2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から 1 年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付を受けた日から 1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。

(2) 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の免除の申請)

第 11 条 第 10 条及び第 15 条に規定する返還の債務の免除を受けようとする者は、会長が別に定める書類を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により貸付金の返還の免除の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第 12 条 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

- (2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第10条第1項第1号に規定する業務に従事しなかったとき。
 - (3) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。
- (1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 貸付終了後1年が経過したとき。
 - (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

（返還の債務の履行猶予）

第13条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
 - (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- 2 訓練促進資金及び住宅支援資金の裁量猶予については、次のとおりとする。
- (1) 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
 - ① 第10条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。
 - ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
 - (2) 会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
 - ① 第10条第2項第1号に定める就業期間中であるとき。
 - ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還猶予の申請等）

第14条 第13条に規定する返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、会長が別に定める書類を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により、貸付金の返還の債務の履行猶予の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第 15 条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事したとき。

返還債務の額の一部

2 会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

(2) 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき

返還の債務の額の全部

(延滞利子)

第 16 条 会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権とし

て調定しないことができる。

(届出及び報告)

第 17 条 本制度による貸付けを受けた者等は、本制度の貸付けの目的を達成するために必要な書類の提出又は報告しなければならない。なお、書類の提出又は報告の内容等は会長が別に定める。

(連帯保証人の変更)

第 18 条 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときは、会長が別に定める書類により会長に申請し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」(平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 8 号厚生労働事務次官通知)、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」(平成 28 年 3 月 7 日雇児発 0307 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
なお、旧要綱に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
なお、旧要綱に基づき実施している事業の取り扱いについては、従前の例によるものとする。
ただし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日の間に貸付決定した者から延滞利子を徴収する場合には、年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 4 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
なお、旧要綱に基づき実施している事業の取扱いについては、従前の例によるものとする。
- 5 この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱細則

この細則は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に当たって必要な細目を定めることを目的とする。

1 貸付対象者について（要綱第2条関係）

（1）高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付対象者は、次のア～ウに該当する者とする。

- ア 要綱第2条に規定する高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者であり、かつ、原則として岡山県内の市町村に住民登録している者であること。
- イ 養成機関への入学又は就職に際し、経済的援助を必要とすること。
- ウ 養成機関修了後、岡山県の区域内（以下「県内」という。）において、要綱第10条第1項第1号に規定する業務に従事しようとする者であること。

②高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合における訓練促進資金の取扱いは、平成30年4月1日より次のとおりとする。

- ア 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付けを行わないこととする。
- イ 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付けを行うこととする。
- ウ 看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸し付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されることとする。

（2）住宅支援資金の貸付対象者は、次のア～ウに該当する者とする。

- ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者であること。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。

また、プログラムの策定状況については、岡山県及び岡山市を通じ、プログラム策定団体に照会するものとする。

- イ 原則として岡山県内の市町村に住民登録している者であること。
- ウ 自立に向けて意欲的に取り組んでおり、要綱第10条第2項第1号に規定する就業をしようとする者であること。

2 貸付金の限度について（要綱第3条関係）

- （1）訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金その他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるもので、貸付金については、要綱第3条第1項第1号②に定める金額の範囲内であれば入学金等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けることができるものとする。
- （2）住宅支援資金は、入居している住宅の家賃の実費（管理費及び共益費を含む。）を貸付対象とするが、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮者住居確保給付金等他制度による家賃への支援を受けている場合には、家賃の実費と他制度の支援額の差額を貸付額の上限（月額上限7万円）とする。

3 貸付けの申請について（要綱第6条関係）

- （1）訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けようとする者は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等貸付申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号。以下「貸付申請書」という。）を社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が定める期間内に会長に提出しなければならない。
- （2）貸付申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

①入学準備金

- ア 高等職業訓練促進給付金の支給を受けることが確認できるもの
- イ 養成機関の長が証明する在籍証明書
- ウ 貸付必要額が確認できるもの
- エ 申請者の世帯全員の住民票
- オ 児童扶養手当証書の写し又は別に定める書類
- カ 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の住民票
- キ 個人情報の取扱いについての同意書

②就職準備金

- ア 高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことが確認できるもの
- イ 養成機関の長が証明する修了証書
- ウ 養成機関に係る資格を取得したことが確認できる書類
- エ 貸付必要額が確認できるもの
- オ 申請者の世帯全員の住民票
- カ 児童扶養手当証書の写し又は別に定める書類
- キ 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の住民票
- ク 個人情報の取扱いについての同意書

③住宅支援資金

- ア 住宅の賃貸契約書の写し
- イ 他制度による家賃の支援を受けている場合には、利用額が確認できる書類

- ウ 申請者の世帯全員の住民票
- エ 児童扶養手当証書の写し、又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準である者、もしくは所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については、所得が確認できる書類
- オ プログラム策定時点で就業している場合は、プログラム策定時点の月収が確認できるもの
- カ 個人情報の取扱いについての同意書

4 貸付けの決定について（要綱第7条関係）

会長は、3の規定により貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、貸付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

5 貸付資金の交付について（要綱第8条関係）

- (1) 4の規定による貸付けの決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から14日以内に岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等交付申請書（様式第2号）に岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等借用証書（様式第3-1号又は様式第3-2号）及び口座振込申出書（様式第4号）を添付して会長に提出しなければならない。
- (2) 借用書には、借受人の印鑑登録証明書を添えなければならない。連帯保証人を立てて貸付決定を受けた場合には、連帯保証人の印鑑登録証明書を添えなければならない。また、借受人が未成年の場合は、法定代理人の印鑑登録証明書を添えなければならない。
- (3) 会長は、5（1）に規定する期間内に借用証書を提出しない者について、貸付けを辞退したとみなすことができるものとする。

6 貸付金の交付方法について

- (1) 訓練促進資金の交付決定を行った場合は、一括で交付するものとする。
- (2) 住宅支援資金の交付決定を行った場合は、四半期に一度後払いにより交付するものとする。加えて、2（2）の規定による他制度の利用（利用申込予定の場合等、今後、利用する見込みがあると認められる場合や、貸付期間中に他制度を利用することとなった場合を含む。）又は家賃の実費の減額等により貸付金の辞退が必要な場合であって、他制度の利用・家賃等にかかる申出書（様式第16号）による他制度の利用額の確定の届出及び家賃の実費の減額の申し出、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等辞退届（様式第17号）による貸付金の一部辞退並びにその他貸付事業の実施のために必要な手続きが完了していない場合には、当該貸付事業の実施のために必要な手続きが完了した後、貸付金を交付するものとする。

7 貸付契約の解除について（要綱第9条関係）

- (1) 要綱第9条第1項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、訓練促進資金については次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ①退学したとき。
 - ②心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ③死亡したとき。
 - ④その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 要綱第9条第1項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、住宅支援資金については次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ①死亡したとき。
 - ②その他住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 会長は、要綱第9条の規定により、貸付金の貸付契約を解除したときは、当該対象者へ通知するものとする。

8 返還の債務の当然免除について（要綱第10条関係）

- (1) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第10条第1項第1号及び第12条第1項第2号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えることができるものとする。本人の申請は、資格試験受験意思届（様式第13号）の提出等により行うものとする。
- (2) 要綱第10条第1項第1号、第12条第1項及び第13条第1項第2号に規定する「他種の養成機関等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等とする。
- (3) 要綱第10条第1項第1号、第12条第1項及び第13条第2項第1号②に規定する「その他やむを得ない事由」は、第10条第1項第1号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。
- (4) 要綱第10条第2項第1号及び第13条第2項第2号に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第10条第2項第1号に規定する就業が困難であると客観的に判断できる場合であることとする。
- (5) 要綱第10条第1項第1号及び第10条第2項第1号に規定する従事期間中に離職し再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も継続して業務に従事しているものとみなし、訓練促進資金については最長1年間、住宅支援資金に

については最長6か月を限度として業務従事期間に含むものとする。求職活動中は毎月求職活動状況報告書（様式第14号）に求職活動確認票（様式第15号）等当該事実を証する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （6）国家試験等を受験し、合格後当該資格の登録を要するものについては、要綱第10条第1項第1号に規定する「資格取得した日」及び第12条第1項第2号に規定する「資格を取得した日」は当該試験の合格日とする。養成機関の修了により、資格の登録要件を満たすものについては、要綱第10条第1項第1号に規定する「資格取得した日」及び第12条第1項第2号に規定する「資格を取得した日」は養成機関の修了日とする。国家試験等の合格により別途手続きを要することなく、資格取得できるものについては、要綱第10条第1項第1号に規定する「資格取得した日」及び第12条第1項第2号に規定する「資格を取得した日」は当該試験の合格日とする。
- （7）要綱第10条第1項第1号に規定する「資格取得した日」及び第12条第1項第2号に規定する「資格を取得した日」は、養成機関を修了した年度の資格取得した日とする。
- （8）要綱第10条第2項第1号に規定する「貸付を受けた日」は、住宅支援資金の最終交付日とする。
- （9）貸付を受けた日より前に要綱第10条第2項第1号に規定する就業をした場合も、「貸付を受けた日から1年以内」に就業をしたものとみなすものとする。

9 返還について（要綱第12条関係）

- （1）要綱第12条の規定により貸付金（貸付契約の解除により生ずる貸付金の返還債務を含む。以下、9の規定において同じ。）を返還しなければならない者は、要綱第12条各項に該当した日から14日以内に岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還届出書（様式第6号。以下「返還届出書」という。）を会長に提出しなければならない。
- （2）9（1）の規定により返還届出書を提出したときは、会長は、当該対象者に対し、貸付金の返還期間及び返還月額等返還のために必要な事項を定めて返還決定を行うものとする。借受人は、会長が返還決定した内容に従って貸付金を返還するものとする。

返還内容を決定するにあたっては、返還届出書の内容を鑑みることとするが、返還期間については、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して9（4）及び9（5）に規定する期間以内を基準とし会長が返還決定時に定め、返還方法については、9（6）に規定する範囲内において、会長が返還決定時に定めるものとする。
- （3）会長は、貸付金を返還しなければならない者が、9（1）の規定により返還届出書を提出しないときは、会長は、当該対象者に対し、貸付金の返還期間及び返還月額等返還のために必要な事項を定めて返還決定を行うものとする。借受人は、会長が返還決定した内容に従って貸付金を返還するものとする。

その場合の返還期間については、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して9（4）及び9（5）に規定する期間以内を基準とし、返還方法については、月賦の元利均等払方式とし、会長が返還決定時に定めるものとする。

- （4）訓練促進資金の返還期間については、入学準備金を借り入れた場合には5年以内、就職準備金を借り入れた場合には2年以内とする。ただし、入学準備金を借り入れた後、就職準備金を借り入れた場合の就職準備金の返還期間については、5年以内とする。住宅支援資金の返還期間については、住宅支援資金の貸付けを受けた期間の5倍に相当する期間以内とする。
- （5）入学準備金及び就職準備金並びに住宅支援資金の返還月額の下限はそれぞれ3,000円（半年賦の場合、半年額の下限はそれぞれ18,000円とする。以下、9の規定において同じ。）とし、9（4）に規定する返還期間による返還月額が下限の金額を下回る場合は、返還期間については下限の金額を下回らない期間以内とする。
- （6）返還方法については、元利均等払方式とする。
- （7）返還月額の計算上において1,000円未満の端数が生じるときは、その端数の全額を返還の初回、又は最終回等を含めることにより、返還月額を調整するものとする。

10 返還猶予の申請等について（要綱第14条）

- （1）要綱第14条に規定する返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務履行等猶予申請書（様式第7-1号又は様式7-2号）をその理由となる事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- （2）会長は、10（1）の規定により貸付金の返還の債務の履行猶予の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

11 返還の債務の裁量免除について（要綱第15条関係）

- （1）要綱第15条第1項第1号、同項第2号、第15条第2項第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- （2）要綱第15条第1項第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第10条第1項第1号に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。
- （3）要綱第15条第1項に基づく裁量免除の額は、要綱第10条第1項第1号に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を貸付額に乗じて得た額とする。

1 2 返還の債務の免除の申請等について（要綱第 11 条関係）

- (1) 要綱第 10 条及び第 15 条に規定する返還の債務の免除を受けようとする者は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還免除申請書（様式第 5・1 号又は様式第 5・2 号）をその理由となる事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、1 2 (1) の規定により貸付金の返還の免除の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

1 3 届出等について（要綱第 17 条関係）

- (1) 本制度による貸付けを受けた者は、要綱第 9 条の規定に該当するときは、届出書（様式第 8・1 号又は様式第 8・2 号）等を会長に提出しなければならない。
- (2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、次のいずれかに該当するときは届出書（様式第 8・1 号）等に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - ①要綱第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務に就職したとき
 - ②要綱第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務を離職したとき
 - ③養成機関（当該養成機関を修了後さらに他種の養成機関に在学している場合を含む。以下、1 3 及び 1 4 の規定において同じ。）を退学したとき
 - ④訓練促進資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき
 - ⑤連帯保証人が死亡したとき
 - ⑥養成機関を修了したとき
 - ⑦資格を取得したとき
 - ⑧養成機関在学中に婚姻したとき
- (3) 住宅支援資金の貸付けを受けた者は、次のいずれかに該当するときは届出書（様式第 8・2 号）等に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - ①要綱第 10 条第 2 項第 1 号に規定する就業に関して就職したとき
 - ②要綱第 10 条第 2 項第 1 号に規定する就業に関して退職したとき
 - ③住宅支援資金の貸付期間中に他制度による家賃への支援を利用し始めたとき、支援の利用の継続が決定したとき、支援の利用を中止したとき、又はその他支援の状況に変動が生じたとき
 - ④住宅支援資金の貸付期間中に家賃の実費について変更があったとき
 - ⑤住宅支援資金の貸付を受けた者の住所、氏名に変更があったとき
 - ⑥婚姻したとき
- (4) 借受人が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、直ちに届出書（様式第 8 号）にその事実を証する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

1 4 報告について（要綱第 17 条関係）

- （1）訓練促進資金の貸付けを受けた者は、会長が別に定める日までに次に掲げる報告書に当該事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

①養成機関において修学中である者。

養成機関在籍報告書（様式第 9 号）

②取得した資格が必要な業務に従事している者。

業務従事状況報告書（様式第 10-1 号）

③1 4（1）①及び②以外で債務の履行を猶予された者。

状況報告書（様式第 11 号）

- （2）住宅支援資金の貸付けを受けた者は、会長が別に定める日までに次に掲げる報告書に当該事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

①要綱第 10 条第 2 項第 1 号に規定する就業をしている者。

業務従事状況報告書（様式第 10-2 号）

- （3）会長は、1 3 及び 1 4 の規定に定めるもののほか、必要と認めるときは、本制度の貸付けを受けた者及び連帯保証人に対し、本制度の貸付けの目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

1 5 連帯保証人の変更について（要綱第 18 条関係）

- （1）訓練促進資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第 12 号）に借用書を添えて会長に申請し、その承認を受けなければならない。

1 6 収入印紙について（要綱第 17 条関係）

- （1）課税対象となる文書を提出する場合は、課税文書作成者が印紙税相当額の収入印紙を貼付し提出しなければならない。ただし、課税文書作成者が負担すべき印紙税相当額を別に定めるところにより社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が補助することができるものとする。

附 則

1 この細則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

2 この細則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

3 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

なお、旧細則に基づき実施している事業の取り扱いについては、従前の例によるものとする。

4 この細則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

なお、旧細則に基づき実施している事業の取り扱いについては、従前の例による

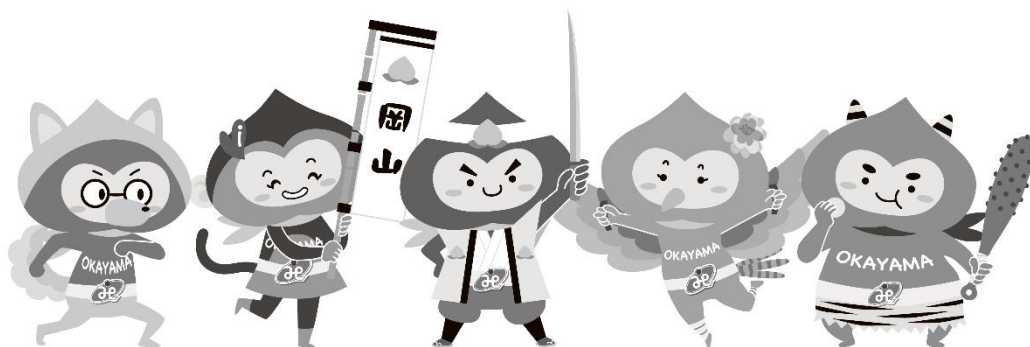
ものとする。

- 5 この細則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 6 この細則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 課税対象文書一覧表

様式番号	申請種類	印紙負担
様式3-1号（訓練促進資金）	岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等借用証書	県社協
様式3-2号（住宅支援資金）	岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等借用証書	県社協
様式7-1号（訓練促進資金）	岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還債務履行猶予申請書	県社協
様式7-2号（住宅支援資金）	岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還債務履行猶予申請書	県社協
様式12号	連帯保証人変更承認申請書	借受人
様式17号	岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等辞退届	借受人

様式一覧



申請・届出の際は、様式をコピーして使用してください。

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱いについて

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（以下「貸付事業」という。）に関わる個人情報の取扱いについて、下記のとおりとしています。

なお、本書に記載されていない取扱いについては「岡山県社会福祉協議会個人情報保護規程」に則って運用します。

記

1 個人情報の利用目的

貸付事業の円滑な実施のため、貸付、償還（返還）及び業務従事の状況等について正確に把握し、状況に応じた適切な対応を行うことを目的として個人情報を取得・利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3 個人情報の利用について

貸付事業において個人情報を利用する場合は、上記1による利用目的の範囲内として、本会の貸付事業担当者により利用することを原則とします。

ただし、貸付事業の目的を達成するために必要な範囲においては、次のとおり外部の者に対して個人情報を提供し、又は個人情報を取得することがあります。

（1）養成機関（借受人が在学している、又は在学していた養成機関）

借受人の在学状況、学業状況又は卒業後の就業先等の情報の照会又は提供をすることがあります。

（2）母子・父子自立支援プログラム策定団体（借受人がプログラムの策定を受けている、又は受けていた団体）

借受人の母子・父子自立支援プログラムの策定状況、求職活動状況等の情報の照会又は提供をすることがあります。

（3）行政機関

申請・届出内容や転居先の事実確認等及び貸付事業の適正な執行の確認のために、申請者、連帯保証人又は法定代理人についての情報を、岡山県又は住所地の市町村へ照会又は提供をすることがあります。

（4）従事先等（借受人が従事している、又は従事していた従事先等）

借受人からの従事状況報告書の内容等の事実確認のために、借受人についての情報を照会又は提供をすることがあります。

（5）その他の関係機関

岡山県外において同種の貸付事業を行う機関等に対して、事実確認のために情報の照会又は提供をすることがあります。

4 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

貸付事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、貸付事業の目的以外の目的への利用及び第三者への提供（上記3による外部への提供を除く。）をすることはしません。

ただし、次の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないで貸付事業の目的以外の目的への利用又は第三者への提供をすることがあります。

- ・法令に基づくとき
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（裏面に続く）

- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

5 個人情報の管理について

貸付事業に利用する個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力された個人データ(※)として貸付事業担当者の管理のもとに保管・利用します。

個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏洩・毀損のないように努めます。

個人データを管理する情報システムについては、福祉支援部長をシステム管理責任者とし、コンピュータを使用する業務及びその業務担当者について管理します。

※ 個人データとは、個人情報のうち、コンピュータによる個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

6 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ（岡山県社会福祉協議会個人情報取扱規程による「保有個人データ」に限る。）について、本人からその開示の申出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申出をした本人に開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会の貸付事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等には、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

7 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む。）は、業務上知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用しません。

8 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には、迅速・適切に対応します。なお、貸付事業に関わる苦情がある場合には、次の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当 : 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部長

苦情対応責任者 : 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 事務局長

住 所 : 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1

電 話 : 086-226-3544

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における 個人情報の取扱いについての同意書

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等の借用にあたり、申請者及び連帯保証人の個人情報については、上記「個人情報の取扱いについて」に基づき取扱われることについて同意します。

年 月 日

申 請 者 住 所
(自署)

氏 名 (実印)

連帯保証人 住 所
(自署)

氏 名 (実印)

様式第1-2号（住宅支援資金）

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等貸付申請書

（住宅支援資金申請用）

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

住宅支援資金（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業）の貸付けを受けたいので、下記により関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり母子・父子自立支援プログラム（以下、「プログラム」という。）の策定状況について岡山県社会福祉協議会が各策定団体に照会（岡山市によるプログラム策定以外分については岡山県を経由）を行うことについて同意します。

申請者	氏名	フリガナ 印	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	(〒 -)		
	電話	自宅 () -	携帯電話	-
プログラム策定団体名		プログラム策定日	年 月 日	
プログラム策定時の就業状況 ※どちらかに☑	☐ 無職			
	☐ 就業中 ※就業状況について以下の内容を記入してください。			
	就業先名称		雇用形態	
	就業先電話番号	-	月収（総支給額） ※就労収入のみ	円
	就業先住所			
貸付希望金額	住宅支援資金 月額 円 × か月分＝ 円			
定を含む 他制度による家賃への支援の利用（予） の有無	☐ 無			
	☐ 有（ ☐ 利用確定済 ・ ☐ 申込中 ・ ☐ 申込予定 ※他制度の利用状況にチェックしてください。） 他制度による家賃への支援の利用状況について該当する制度に○を付け、以下の内容を記入してください。			
	制度	生活困窮者住居確保給付金・職場からの住宅手当・その他（ ）		
	月額	円		
	利用期間	☐ 期間の定めあり（ 年 月～ 年 月） ※利用期間の延長の可能性（ ☐ 有 ・ ☐ 無 ） ☐ 期間の定めなし ☐ 申込中又は申込予定のため未定		
・プログラム策定時に無職の場合は、本貸付を受けた日から1年以内に就職する意思の有無 ・プログラム策定時に就業している場合は、本貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をする意思の有無				☐ 有 ☐ 無

裏面へ続く

- ・選択式のところは、該当する項目の口をチェック（☑）してください。

※ 添付書類

- (1) 住宅の賃貸契約書の写し
- (2) 他制度による家賃の支援を受けている場合には、利用額等が確認できる書類（決定通知書の写し等）
- (3) 申請者の世帯全員の住民票 *発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- (4) 児童扶養手当証書の写し（※児童扶養手当同等の所得水準の方については下記書類が必要です）
- (5) プログラム策定時点で就業している場合は、プログラム策定時点の月収（総支給額）が確認できるもの（給与明細の写し等）
- (6) 個人情報の取扱いに関する同意書

※児童扶養手当同等の所得水準の方

- ・申請者及び扶養義務者の前年及び前々年の所得額が分かる所得証明書（※1）
- ・養育費に関する申告書（提出する所得証明書の年に合わせて2年分）

（※1）：1～9月に申請する場合は、前々年及び3年前の所得の額が分かるもの

10月～12月に申請する場合は、前年及び前々年の所得の額が分かるもの

また、所得が児童扶養手当支給の限度額以下であることを計算するために、必要事項（所得額、税法上の扶養親族の数等）が記載されているもの

年 月 日

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等交付申請書

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

(申請者住所)

(申請者氏名)

印

年 月 日付け 第 号をもって貸付決定通知があった標記
貸付金について関係書類を添えて申請します。

資金の種類	入学準備金 ・ 就職準備金 ・ 住宅支援資金
貸付金額	金 円

※ 添付書類

借用証書（様式第 3 号）、口座振込申出書（様式第 4 号）、印鑑登録証明書

貸付決定番号

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等借用証書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱及び岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱細則の各条文並びに裏面の特約条項を承認して、下記借入要項のとおり借用します。

返還事由が生じた場合、正当な理由がなく貸付金の返還を怠ったときには、返還期限にかかわらず、返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても異議ありません。

〔借入要項〕

1 資金の種類	住宅支援資金	
2 貸付金の借入	(1) 借入総額 円	
	(内訳)	
	借入金額	借入期間
	【月額】 円	年 月から
	【総額】 円	年 月まで(月間)
	(2) 受領方法 借受人が指定する金融機関口座への振込による	
3 貸付金の利子	無利子	
4 貸付金の返還	(1) 返還期間	借受人は返還事由が生じた場合、14日以内に岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還届出書を提出する義務を有し、事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間
	(2) 返還方法	月賦又は半年賦返還（均等払返還）により会長が定める

借受人： ※本人が署名してください。

住所

氏名

実印

上記について同意します。

法定代理人1：（親権者を含む） ※本人が署名してください。

住所

氏名

実印

法定代理人2：（親権者を含む） ※本人が署名してください。

住所

氏名

実印

※借受人、法定代理人（借受人が未成年の場合）の印鑑登録証明書（市町村発行の3か月以内に交付されたもの）を添付してください。

〔特約条項〕

(変更の届出)

第1条 借受人は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱細則13及び14に規定する事項に該当するときには、7日以内にそれぞれその旨を岡山県社会福祉協議会に届け出なければならない。

(返還事由)

第2条 借受人は、次のいずれかの返還事由に該当するときは、貸付金（本契約の解除により生ずる貸付金の返還債務を含む。）を返還する。

- (1) 本契約が解除されたとき
- (2) 貸付終了後1年が経過したとき
- (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(期限の利益の喪失)

第3条 借受人は、次のいずれかに該当する場合には、岡山県社会福祉協議会からの通知催告等がなくても、岡山県社会福祉協議会に対する一切の債務（本契約の解除により生ずる貸付金の返還債務を含む。）について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。

- (1) 借受人が所在不明となったとき
 - (2) 民事保全等又は破産等、その他借受人として適当でない事由が生じたとき
- 2 借受人は、次のいずれかに該当する場合には、岡山県社会福祉協議会からの請求により、岡山県社会福祉協議会に対する一切の債務（本契約の解除により生ずる貸付金の返還債務を含む。）について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。
- (1) 一度でも貸付金の返還を怠ったとき
 - (2) 借受人が第1条に規定する変更の届出等を怠ったとき
 - (3) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(延滞利子)

第4条 借受人は、住宅支援資金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(契約の解除)

第5条 岡山県社会福祉協議会は、借受人が次のいずれかに該当するときは、何らの催告その他の手続きを要することなく、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 婚姻したとき
 - (3) 貸付金を貸付事業の目的以外に流用したとき
 - (4) 虚偽の申込その他不正な手段による借入を行ったとき
 - (5) 民事保全等又は破産等、その他借受人として適当でない事由が生じたとき
 - (6) 一度でも貸付金の返還を怠ったとき
 - (7) 借受人が第1条に規定する変更の届出等を怠ったとき
 - (8) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 2 岡山県社会福祉協議会は、借受人が契約期間中に本契約の解除を申し出たときは、本契約を解除する。

(管轄裁判所の合意)

第6条 岡山県社会福祉協議会と借受人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、岡山県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

- (注) 1 この借用証書は、両面印刷したものをを使用すること。
- 2 この借用証書に貼付する収入印紙については、印紙税法に基づき次の額のものを岡山県社会福祉協議会が貼付する。
- | | | | | |
|-------|---------|--------|-------|------|
| ・借入額が | 1万円以上 | 10万円以下 | …………… | 200円 |
| ・借入額が | 10万円を超え | 50万円以下 | …………… | 400円 |

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等口座振込申出書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

貸付決定番号		
種 別	☐ 入学準備金（訓練促進資金） ☐ 就職準備金（訓練促進資金） ☐ 住宅支援資金	
申出の理由	☐ 新規 ☐ 変更	
住 所	〒 ー	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	(印)	年 月 日 (歳)

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等の支払いについては、次の金融機関の私の口座に振り込んでください。

金融機関	銀行 信用金庫 組合	支店
預金の種類	1 普通預金 No. 2 当座預金	
フリガナ		
口座名義人		

※ 選択式のところは該当する項目の□をチェック（☑）してください。

※ 預金の種類は該当の番号を○で囲んでください。

※ 口座名義人は、申出書と同一であること。

※ 指定口座通帳のコピー（金融機関名、口座番号、名義（フリガナ）が確認できるページ）を、添付して提出してください。なお、通帳のない口座への振込みを希望する場合は、岡山県社会福祉協議会へ一度お問い合わせください。

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

印

電 話 () -

住宅支援資金の返還の免除を受けたいので、下記により関係書類を添えて申請します。

借受人氏名				
貸 付 金 額	住宅支援資金	金 円	貸付決定 番号	
返還すべき額		金 円		
免除申請額		金 円		
申請理由 (該当するものに ☑)		☐ 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したため		
		☐ 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため		
		☐ 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったため		
		☐ 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したため		
参考事項				

※ 添付書類 返還債務の免除を受けようとする理由を証する書類

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還届出書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

届 出 者 住所

氏名

印

電話 () -

連帯保証人 住所

氏名

印

電話 () -

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等を下記により返還します。

借受人氏名			
資金種類 (いずれか1つ のみ☑)	☐ 入学準備金(訓練促進資金) ☐ 住宅支援資金 ☐ 就職準備金(訓練促進資金)		
貸付総額	金 円	貸付決定 番号	
返還すべき額	金 円 (うち貸付利子 円)	返還方法 (○で囲む)	・月賦 (回) ・半年賦 (回) ・一括払い
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	1回の 返還額	円 (最終回のみ 円)

※1 訓練促進資金の返還期間は、入学準備金を借り入れた場合は5年以内、就職準備金を借り入れた場合は2年以内とします。ただし、入学準備金を借り入れた後、就職準備金を借り入れた場合の就職準備金の返還期間については、5年以内とします。住宅支援資金の返還期間については、住宅支援資金の貸付けを受けた期間の5倍に相当する期間以内とします。

※2 入学準備金及び就職準備金並びに住宅支援資金の返還月額の下限はそれぞれ3,000円(半年賦の場合、半年額の下限はそれぞれ18,000円とします。)とし、※1の返還期間による返還月額が下限の金額を下回る場合は、返還期間については下限の金額を下回らない期間以内とします。

印紙貼付
(県社協貼付)

様式第7-2号（住宅支援資金）

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 住 所

氏 名 印

電 話 （ ） —

住宅支援資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、下記により関係書類を添えて申請します。

借受人氏名				
貸付金額	住宅支援資金	金 円	貸付決定 番号	
履行猶予期間		年 月 日から 年 月 月間 年 月 日まで		
履行猶予の 申請理由		災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由 ※やむを得ない理由について、この欄に具体的に記入してください。		
参考事項				

※ 添付書類 履行猶予期間の事由となる事実を証する書類

届 出 書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

届出者 住所

氏名 印

電話 - -

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等の貸付けについて下記のとおり届け出ます。

借受人	氏名			貸付決定番号		
	住所	〒 -				
届出事項	① 就職 ② 退職 ③ 退学 ④ 住所・氏名変更 ⑤ 死亡 ⑥ 結婚 ⑦ その他 () ※該当する番号に○をした上で、下記又は裏面にその詳細を記入してください。					
① 就職	就職年月日	年 月 日				
	従事先所在地	〒				
	従事先名称					
	職種					
	業務内容					
	業務の形態及び労働時間等	正社員 ・ 契約社員 ・ 派遣社員 ・ パート・アルバイト ・ その他 ()				
		1 週間の所定労働時間	時間	月収 (総支給額)	円	
	その他参考事項					
※裏面の証明欄を使用して、就業先の証明を受けてください。						
② 退職	退職年月日	年 月 日				
	離職した従事先所在地	〒				
	離職した従事先名称					
	離職の理由					
	その他参考事項					
	今後の就業意思 (該当するものに☑)	☐ 要綱第10条第2項第1項に規定する就業をする意思はありません。 ☐ 就職活動を行い、速やかに要綱第10条第2項第1項に規定する就業をします。 ☐ その他 ()				
	※裏面の証明欄を使用して、退職先の証明を受けてください。					

裏面に続く

④住所・氏名変更	変更者の区分	借受人		
	旧住所	〒		
	新住所	〒		
	旧氏名			
	フリガナ 新氏名			
	※変更の事実が確認できる書類（住民票等）を添付してください。			
⑤死亡	死亡者の区分	借受人	届出者との関係	
	死亡者氏名		死亡年月日	年 月 日
	死亡原因			
	※死亡の事実が確認できる書類（死亡診断書等）を添付してください。			
⑥結婚	結婚日	年 月 日		
	※結婚の事実が確認できる書類を添付してください。			
⑦その他	届出事項			
	内容又は理由			
	※届出事項が確認できる書類を添付してください。			

【証明欄】（従事先）

表面又は上記の届出事項について、相違ないことを認めます。

年 月 日

所 在 地 _____

名 称 _____

代 表 者 _____ 印

電話番号 _____

業 務 従 事 状 況 報 告 書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

届出者 住所

氏名 印

電話 () -

下記のとおり業務に従事していることを報告します。

貸付決定番号	第 号		
借受人氏名			
従事先等	所在地		
	名称		
	従事している職種		
	業務内容		
業務の形態及び 労働時間	正社員 ・ 契約社員 ・ 派遣社員 ・ パート・アルバイト ・ その他 ()		
	1週間の所定労働時間		時間
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
休職 (※)	期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	理由		
その他参考事項			
証 明	上記のとおり従事していることを証明します。 年 月 日 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿 所在地 従事先の名称 従事先の長 印 電話番号		

※印については、疾病等により休職（雇用契約が継続しているもの）した期間がある場合に記入し、その休職期間については従事期間に含めてください。

求職活動状況報告書

年 月 日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

貸付決定番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 番 号 _____

次のとおり求職活動を行いましたので報告します。

求職登録日	年 月 日	求職 番号		求職登録先 (公共職業安定所等)	
求職活動期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
求職活動内容 (※いずれかに☑)				活動条件	活動した回数
☐	①求人への応募			月 1 回以上求人応募	回
☐	②就労支援機関等が行う職業相談・職業紹介 公的機関等が行う個別相談が可能な企業説明会参加			月 2 回以上の活動	回
☐	③職業訓練等を受講	訓練機関名			
		訓練機関住所			
		訓練名称・訓練内容・ 受講期間等			
求職活動結果 (※いずれかに☑)		☐ 返還免除対象業務 (※) に就職決定した (別途「届出書」〔業務従事又は就職の欄へ記入〕を提出) ☐ 引き続き求職活動に取り組む ☐ 返還免除対象業務 (※) に従事しないため、貸付金を返還する (別途「返還届出書」を提出)			

※返還免除対象業務とは、訓練促進資金の借受人の場合は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務、住宅支援資金の借受人の場合は、要綱第 10 条第 2 項第 1 号に規定する就業のことをいいます。

求職活動状況報告書は、求職活動中は毎月速やかに報告してください。上記のいずれかの求職活動の条件に該当する場合は、求職期間中も継続して業務に従事しているものとみなします。（訓練促進資金の借受人の場合は通算 1 年間、住宅支援資金の借受人の場合は通算 6 か月まで）

求職活動内容に応じて、以下の書類を添付してください。

- ①の場合は、求人への応募をしたことを証する書類の写し、又は求職活動確認票
- ②の場合は、職業相談、職業紹介などの活動を行ったことを証する書類の写し、又は求職活動確認票
- ③の場合は、職業訓練等を受講していることを証する書類

求職活動確認票

貸付決定番号	
フリガナ	
氏名	

相談日	就労支援機関等 確認印	支援内容	特記事項（※注1）
年 月 日		1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会への参加 5. その他（ ）	
年 月 日		1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会への参加 5. その他（ ）	
年 月 日		1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会への参加 5. その他（ ）	

就労支援機関等において求人への応募、職業相談、職業紹介を受けた場合、及び、企業説明会に参加した場合には、就労支援機関等の担当者から所要事項の記入と確認印をいただってください。支援内容がその他の場合には、特記事項欄に具体的な内容を記載していただってください。

この確認票は「求職活動状況報告書」（様式 A2-1）とともにご提出ください。

（※注1）公共職業安定所長が受講者に対して発行した職業訓練受講指示書等を紛失等し求職活動を証明するものがない場合には、公共職業安定所の担当者から特記事項欄に職業訓練受講指示書等の内容として受講指示等を行った日及び訓練実施施設名の記入と確認印をいただってください。

＜就労支援機関ご担当者の皆様へ＞

本票は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の貸付を受けた者が、返還猶予を行うために必要な求職活動の実績について、就労支援機関様より証明をいただく書類です。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

貸付決定番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

他制度の利用・家賃等にかかる申出書

下記のとおり、他制度の利用状況等について申し出ます。

記

申出内容		☐ 他制度による家賃への支援の利用額の確定 ☐ 家賃の実費の変更 ※以下の欄に詳細を記入して下さい。	
他制度による家賃への支援の利用額	①	制度名	☐ 生活困窮者住居確保給付金 ☐ 職場からの住宅手当 ☐ その他 ()
		他制度の利用額	円 (月額)
		他制度の利用期間	年 月 ～ 年 月 (か月間)
	②	制度名	☐ 生活困窮者住居確保給付金 ☐ 職場からの住宅手当 ☐ その他 ()
		他制度の利用額	円 (月額)
		他制度の利用期間	年 月 ～ 年 月 (か月間)
家賃の実費の変更	変更前の金額	円 (月額)	
	変更後の金額	円 (月額)	
	変更後の金額が適用される年月	年 月	
その他参考事項			

【添付書類】

- ・他制度の利用状況や金額等が確認できる書類（決定通知書の写し等）※他制度による家賃への支援の利用額確定の申出の場合のみ
- ・家賃の実費の変更後の住宅の賃貸契約書の写し ※家賃の実費の変更の申出の場合のみ

【注意事項】

- ・選択式のところは該当する項目の□をチェック (☑) してください。
- ・他制度の利用額が0円に確定したことを申し出るときは、利用額が0円となった理由について、その他参考事項欄に記入して下さい。
- ・家賃の実費の変更の申出の際の金額については、家賃の実費（管理費及び共益費を含む。）のみ記載してください。

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

一部辞退の時は、この欄に200円分の収入印紙を貼り、借受人の実印で割印してください。

貸付決定番号 _____

住 所 _____

借受人氏名 _____

実印

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等辞退届

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金等の借入を辞退します。

記

貸付の種別	☐ 入学準備金（訓練促進資金） ☐ 就職準備金（訓練促進資金） ☐ 住宅支援資金	
辞退の種別	☐ 全部（貸付契約の解除）	☐ 一部 ※収入印紙の貼付が必要
辞退前借入総額 (未受領分も含む)	円	円
貸付金受領済額	円	円
辞退対象貸付期間	年 月 ～ 年 月 (か月)	
辞退額	円 ※辞退前借入総額と同じ額を記入して下さい。	住宅支援資金（月額） 円 × か月 = 円
		入学準備金 円
		就職準備金 円
		その他（ ） 円
辞退後借入総額 (未受領分も含む)		円
その他参考事項		

〔法定代理人同意欄（記入日時点で借受人が未成年の場合は、法定代理人の同意が必要です）〕

法定代理人 1

法定代理人 2

上記について同意します。

上記について同意します。

住 所 _____

住 所 _____

氏 名 _____

実印

氏 名 _____

実印

【記入上の注意】選択式のところは該当する項目の□をチェック（☑）してください。

【添付書類】借受人及び法定代理人の実印に変更がある場合は、印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの。法定代理人は、同意が必要な場合のみ）